

ご存知ですか？介護保険サービス

介護保険は、高齢になっても住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう、また介護をしている家族の負担を軽減するために作られた制度です。

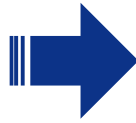
40歳以上の皆さんが加入者となって、保険料を納め、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できます。







今の生活に当てはまるものはありますか？

- 転倒が増えた
- 歩くのが大変になった
- 物忘れが目立つ
- お風呂に入るときや食事の時に誰かの手助けが必要
- 衣服の脱ぎ着に手助けが必要

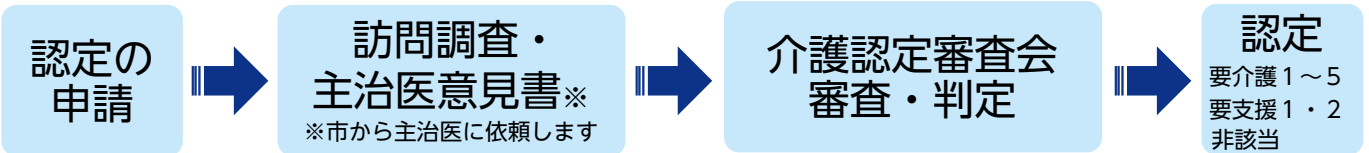
[介護や支援が必要]と認定されると、



こんなことが利用できます！

- 自宅でヘルパーが掃除や調理を手助けします。
- 施設に通って運動や入浴介助が受けられます。
- 福祉用具のレンタルができます。
- 施設で介護を受けながら生活できます。

サービスを利用するには



上記の流れで、認定された介護度に応じてサービスが利用できます。まずはご相談ください。

問 介護保険課介護認定係（内線3268）／各総合支所高齢者・介護保険係（管 151／栗 233／鷲 162）
 各地域包括支援センター（中央 内線3274／久喜東 ☎23-8845／菖蒲 ☎85-8131／栗橋 ☎52-7835／鷲宮 ☎58-9131）

選挙に関する任期満了日90日前からの寄附等の禁止

問 選挙管理委員会事務局（内線2247）

政治家、後援団体（後援会）などが選挙区内の人や団体（政党などを除く）に対し、お金や物を贈ることや、有権者が政治家に対し、寄附を求めることは禁止されています。

また、令和4年4月24日任期満了に伴う市長選挙および市議会議員一般選挙においては、寄附禁止の例外とされている次に掲げる寄附等についても、一定期間禁止となりますのでご注意ください。

- ①公職の候補者等が政治教育集会に関して実費の補償をすること
- ②後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関して寄附をすること
- ③後援団体の総会その他の集会または後援団体が行う見学、旅行等の行事において、選挙区内にある者に対し、供応接待または記念品を供与すること（全ての方が対象）
- ④公職の候補者等が資金管理団体を除く自己の後援団体に対し寄附をすること

寄附禁止期間 4月17日(日)まで



- 注目情報
- お知らせ
- 募集
- イベント
- スポーツ
- 相談
- 公共施設
- フォト
- 子育て
- 健康